

京都市告示第613号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年3月13日

京都市長 門川 大作

- 1 道路の種類 府道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都宇治線	伏見区桃山町和泉8番地の1地先から	旧	メートル 269.70	メートル 14.30 ~15.95
	同区桃山町因幡36番地の3地先まで	新	271.90	16.16 ~21.92
六地藏停車場線	伏見区桃山町因幡8番地の1地先から	旧	メートル 35.10	メートル 1.50
	同町7番地の9地先まで	新	55.90	4.49 ~33.59

- 2 道路の種類 市道  
 供用開始の期日 告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
外環状線	伏見区桃山町和泉8番地の1地先から	旧	メートル 269.70	メートル 14.30 ~15.95
	同区桃山町因幡36番地の3地先まで	新	271.90	16.16 ~21.92

桃山緯123号線	伏見区桃山町因幡24番地の7地先から	旧	125.60	10.52 ~30.37
	同町34番地の4地先まで	新	129.80	10.52 ~38.28
桃山東第二 経1号線	伏見区桃山町因幡17番地の1地先から	旧	52.60	6.00 ~11.57
	同区桃山町大島6番地の5地先まで	新	52.60	6.02 ~11.98
桃山東第二 経2号線	伏見区桃山町因幡26番地の1地先から	旧	63.60	6.00 ~11.57
	同区桃山町大島103番地の1地先まで	新	63.60	6.02 ~11.98
桃山東第二 経3号線	伏見区桃山町因幡27番地の2地先から	旧	65.10	6.00 ~12.05
	同区桃山町大島9番地の11地先まで	新	65.10	6.01 ~12.14
桃山東第二 経5号線	伏見区桃山町因幡27番地の2地先から	旧	62.30	6.00 ~12.00
	同区桃山町大島10番地の3地先まで	新	62.30	6.02 ~11.97
桃山東第二 経6号線	伏見区桃山町因幡27番地の2地先から	旧	59.00	6.00 ~12.00
	同区桃山町大島12番地の10地先まで	新	59.00	6.02 ~11.98
桃山東第二 経7号線	伏見区桃山町因幡30番地の1地先から	旧	55.60	6.00 ~12.00
	同区桃山町大島13番地の6地先まで	新	55.60	6.01 ~12.00

桃山東第二 経8号線	伏見区桃山町因幡30番地の1地先から	旧	51.90	6.00 ~ 12.00
	同区桃山町大島16番地の1地先まで	新	51.90	6.00 ~ 12.00
桃山東第二 緯1号線	伏見区桃山町大島6番地の1地先から	旧	671.00	6.00 ~ 9.01
	同区桃山町丹後146番地の2地先まで	新	671.20	6.00 ~ 8.85
桃山東第二 緯2号線	伏見区桃山町大島6番地の1地先から	旧	653.20	6.00 ~ 20.32
	同区桃山町因幡34番地の4地先まで	新	652.80	9.75 ~ 20.65

(建設局土木管理部道路明示課)